

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成24年2月6日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名及び施工地区

- | | |
|-------------|------------------|
| ア 舗装道路面復旧工事 | (A地区 北区及び上京区地内) |
| イ 舗装道路面復旧工事 | (B地区 左京区地内) |
| ウ 舗装道路面復旧工事 | (C地区 中京区及び東山区地内) |
| エ 舗装道路面復旧工事 | (D地区 山科区地内) |
| オ 舗装道路面復旧工事 | (E地区 下京区及び南区地内) |
| カ 舗装道路面復旧工事 | (F地区 右京区地内) |
| キ 舗装道路面復旧工事 | (G地区 西京区地内) |
| ク 舗装道路面復旧工事 | (H地区 伏見区地内) |

(2) 工事及び契約概要

本市域において、100平方メートル未満（鉛製給水管解消工事に伴うものを除く。）の舗装道路面復旧工事（原因者復旧）について、(1)に掲げる施工地区ごとに、舗装工種別の単価契約をするものである。

(3) 予定数量

予定数量表のとおり

(4) 契約期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 京都市上下水道局の平成23年度の競争入札有資格者名簿（工事）に「舗装工事」で登録されており、平成24年度の競争入札有資格者名簿（工事）に同種目で登録予定の者であり、かつ、当局の「舗装工事」での登録年数が2年以上であること。
- (2) 京都市内に本社又は主たる営業所があり、かつ、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第

1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効な（審査基準日から1年7箇月以内）ものに限る。以下同じ。）における「ほ装」の種目の総合評定値が800点以上であり、かつ、「ほ装」の完成工事高（2年平均又は3年平均）が1億円以上の実績があること。

- (3) 当該工事に係る技術者として、建設業法による技術検定のうち、検定種目を一級建設機械施工、二級建設機械施工（第1種から第6種まで）、一級土木施工管理若しくは二級土木施工管理（種別を「土木」とする者に限る。）とするものに合格した技術者又は建設業法による舗装工事に係る監理技術者を1(1)に掲げる施工地区ごとに専任で配置できること。

なお、配置予定の技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、入札参加の申出日において引き続き3箇月以上の雇用関係があることとし、実際に配置する技術者の変更については、相当の理由があるものとして当局に承認を受けた場合を除き、認めないものとする。

- (4) 京都市上下水道局競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (5) 本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書を提出する日において、上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査制度に基づく低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されていないこと、又は落札決定に至っていない同種目の他の入札において低入札価格調査の対象となる応札を行っていないこと。

- (6) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書及び予定数量表の交付

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/soshiki/27-1-4-0-0_6.html

(2) 交付期間

この公告の日から平成24年2月10日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、(1)の上下水道局のホームページからダウンロードすることもできる。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、入札参加資格について審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 技術者配置表

2(3)に示す技術者を証明する書類として、技術者の配置表を作成し、提出すること。

ウ 添付書類

2(2)及び(3)に掲げる条件に関する書類等

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成24年2月10日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知及び工事の仕様書等の配布

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、その結果は、平成24年2月17日(金)に3(1)において掲示する。参加資格があると認められた者は、この日以降に入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書を受け取ることとする。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

工事の仕様書等については、入札参加資格通知書兼競争入札通知書及び入札書の配布時に同時配布する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成24年2月20日(月)午後5時までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者は、アによる説明を求められたときは、平成24年2月22日(水)までに、説明を求めた者に対し書面により回答する。

(5) 入札参加資格の確認の取消し

入札参加資格を確認する前に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格は認めない。また、入札参加資格の確認後、落札決定までの間に、入札者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その者の入札参加資格を取り消す。

- ア 規程第3条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- イ 2に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- ウ 要綱第27条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- エ 京都市上下水道局が実施した当該種目における一般競争入札に応札し、低入札価格調査を経て契約したことにより、新たな入札への参加を制限されたとき。
- オ その他管理者が特に入札参加資格を有することが不相当であると認めたとき。

5 入札の実施日時及び実施場所

(1) 実施日時

- ア 1(1)アに係る入札
平成24年3月5日(月)午後1時30分
- イ 1(1)イに係る入札
平成24年3月5日(月)午後2時
- ウ 1(1)ウに係る入札
平成24年3月5日(月)午後2時30分
- エ 1(1)エに係る入札
平成24年3月5日(月)午後3時
- オ 1(1)オに係る入札
平成24年3月5日(月)午後3時30分
- カ 1(1)カに係る入札
平成24年3月5日(月)午後4時
- キ 1(1)キに係る入札
平成24年3月5日(月)午後4時30分
- ク 1(1)クに係る入札
平成24年3月5日(月)午後4時40分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

6 入札方法等

- (1) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施する。
- (2) 入札金額は、工事別基準単価表別表1の予定数量に対応した総価とする。ただし、

入札書の投函に併せて工種ごとの設定単価、予定数量及び当該設定単価に予定数量を乗じた金額並びにその合計金額（総価）を記載した「総括表」を提出すること。

- (3) 入札金額については、工事別基準単価表別表 1 の各基準単価に予定数量を乗じた総額の範囲内、かつ、各基準単価の制限金額の範囲以内で行うものとする。
- (4) 工事別基準単価表別表 2 に示す工種の単価については、工事別基準単価表別表 2 の各基準単価に工事別基準単価表別表 1 に示す工種の入札における小数点 5 桁の落札率を乗じたものを決定単価とする。ただし、円未満は切り捨てるものとする。
- (5) 落札の決定は、(2)の合計金額（総価）の比較により行う。
- (6) 入札者は、(1)により投函した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 契約の締結は、単価による単価契約とする。契約金額は、当該単価の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。
- (8) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。

7 落札者の決定方法及び低入札価格調査

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者を落札者とする。ただし、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札参加資格を有すると認めた者が、低入札価格入札者の場合は、当該入札者（以下「落札予定者」という。）に対して低入札価格調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めたときは、その者との契約を行わないことがある。
- (2) 入札参加資格の有無にかかわらず、入札者が低入札調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合（以下、その入札者を「低入札価格入札者」という。）は、平成 24 年 3 月 7 日（水）午後 5 時まで、低入札価格調査に必要な書類等（以下「低入札価格調査資料」という。）を 3 の場所に提出しなければならない。低入札価格入札者が、低入札価格調査資料を期日までに提出しない場合は、理由の如何を問わず、その者に対して要綱第 27 条第 1 項の規定に基づき競争入札参加停止措置を行う。
- (3) 落札予定者が低入札価格調査を経て落札者となり契約した場合は、契約の日から当

該請負者が提出する完成通知書に記載の完成の日（当該期間が1年を超える場合は、1年を経過する日）まで、京都市上下水道局が実施する当該種目の入札には参加できないものとする。

8 入札の無効

- (1) 規程第12号各号（第3号を除く。）に該当する入札は無効とする。
- (2) 本件入札及び本件入札と開札日を同じくする他の同種目の工事の入札において低入札調査基準価格を下回る額の応札（以下「低価格入札」という。）を複数の入札で行った場合は、その者の行った低価格入札は全て無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 工事請負契約書には、建設事業に関して所管官庁から重大な処分を受けた場合に契約を解除する旨の特約を設けることとする。
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 契約保証金 免除
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）とが、次に掲げる事項を行うことを禁止する。
 - ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
 - イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

（上下水道局総務部用度課）